

調布市子ども・子育て会議について

1 設置の目的

平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法の規定により、調布市における、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定める際、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更を行う際に広く市民等の意見を聴取し、その意見を反映させるよう努めるとともに、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するために調布市子ども・子育て会議が置かれています。

2 所掌事務

- (1) 調布っ子すこやかプランに関する事項について調査審議すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) このほか、市長が必要と認める事項に関すること。

3 組織

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験があるもの

4 委員の任期

委員の任期は2年です。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。ただし、再任を妨げるものではありません。

5 会長

会議に会長を置き、委員が互選します。会長は、会議を代表し、会務を総理します。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。

6 会議

会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。